
建設業労働災害防止規程の改正について

建設業労働災害防止協会
主任安全管理士 山崎 弘志

(1) 建災防と防止規程

建設業労働災害防止協会(略称：建災防)は、「労働災害防止団体法」という法律に基づき、1964年に設立された組織です。

建災防の会員は、建設業を営む事業主及び事業主団体で構成され、現在、6万社以上の企業、団体が加入しています。

労働災害防止団体法において、建災防は厚生労働大臣の認可を受けた「建設業労働災害防止規程（以下「防止規程」といいます）」を定め、また、建災防とその会員は、この防止規程を順守する義務があると定められています。

労働安全衛生関係法令（以下「安衛法令」

といいます）は、事業場（仕事）において講ずべき安全衛生措置を定めたもので、努力義務規定を除けば、労働安全衛生確保のためのミニマムルールです。防止規程は、この「安衛法令」を上回る自主的な基準を規定し、この規定を建災防とその会員が順守していくことで、建設業の労働災害の防止に寄与していこうとするものです。

防止規程は、1966年に定められましたが、その後、数回の改正を経て、今回（2008年）大幅な改正を行いました。改正内容の厚生労働大臣の認可は2008年1月4日、建災防とその会員への適用は周知期間の90日を経て2008年4月3日からとな

りました。

(2) 防止規程改正の背景

今回の防止規程の改正の背景には、建設業の技術革新への対応、安衛法令の改正などがありますが、具体的には、次のようなことへの対応の必要性によるものです。

- ① 安衛法令に基づく、安全衛生管理体制の整備が必要なこと。
- ② 危険性又は有害性等の調査等の実施（リスクアセスメント）、労働安全衛生マネジメントシステム等の安衛法令の改正を踏まえた、自主的な安全衛生活動の促進が必要なこと。
- ③ 行政指導等を踏まえ、また、より本質的な安全衛生対策をする上で、足場先行工法、手すり先行工法、一酸化炭素中毒

の防止などの各種ガイドラインなどの実施に積極的に取り組んでいくことが必要なこと。

- ④ 近年、健康障害防止対策、メンタルヘルス、過重労働対策などへの重要性が増し、働く者の心身両面にわたる健康の保持増進対策の強化が必要なこと。

(3) 防止規程の内容

防止規程は、13章186条で構成されています。全規定の内容は、建災防ホームページ（<http://www.kensaibou.or.jp>）に公表していますが、土木施工管理技士の皆様に理解していただき、土木工事において具体的に対応されたい規定の一部を次表に紹介します。

規程の章立て	規定の主な内容(注)規定そのものの内容ではないこと。また、規定に織り込んだ安衛法上の措置事項も含む。
第2章 安全衛生管理体制等	【第5条】 工事にあたり混在作業現場における安全衛生管理体制を整備する。 【第6条】 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく措置の実施、労働安全衛生マネジメントシステムの導入をする。
第3章 墜落による危険の防止	【第18条、第20条、第24条、第28条】 墜落を防止するための手すりは、丈夫な構造で、高さ90cm以上、中さん、必要により幅木を設ける。 【第23条】 足場の組立て等は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく作業方法を導入する。
第5章 地山の崩壊等による危険の防止	【第48条、第49条】 地山掘削では、地山の崩壊を防止するため、地山の状況をボーリング等で調査し、調査結果に基づき、施工計画を定める。また、地質変化、異常湧水に対し、施工計画を変更する。 【第51条、第53条】 掘削面は安全なこう配をとり、土止め支保工を設ける等の措置をする。溝掘削工事では、「土止め先行工法に関するガイドライン」に基づく施工に努める。 【第52条】 掘削した土砂、資材等を掘削面の肩に置かない。やむを得ず置く場合は、土止め支保工等を補強するなどの措置をする。 【第54条】 土止め支保工を組み立てる場合は、組立図を作成し、組み立てる。 【第55条】 土止め支保工を足場に使用したり、重量物を載せたりしない。やむを得ず行う場合は、土止め支保工を補強する。 【第60条、第61条】 ずい道等の工事では、地形、地質、地層等を調査し、調査結果に基づき、施工計画を定める。

規程の章立て	規定の主な内容(注)規定そのものの内容ではないこと。また、規定に織り込んだ安衛法上の措置事項も含む。
第6章 車両系建設機械、高所作業車、クレーン、移動式クレーン等による危険の防止	【第66条、第67条】車両系建設機械で作業を行う場合は、地形、地質等について調査し、調査結果に基づき、作業計画を定める。 【第69条、第70条】車両系建設機械の構造上定められた安定度、最大積載使用荷重等を守る。主たる用途以外の使用はしない。 【第90条、第99条】クレーン、移動式クレーンの安全装置は、有効に機能するように保持し、使用する。 【第97条】移動式クレーンを軟弱地上で使用する場合は、転倒のおそれのないように設置する。
第8章 型枠支保工、足場等の倒壊等による危険の防止	【第114条】型枠支保工を組み立てる場合は、組立図を作成し、組み立てる。 【第117条】型枠にコンクリートを打設する場合は、型枠支保工に偏荷重がかからないように打設計画を定める。 【第118条】型枠支保工に用いる部材は、損傷、変形等がないような取扱い、保守をする。 【第120条】足場の組立て等では、作業方法、順序等の作業計画を定める。 【第121条、第124条、第125条】足場の筋かい、壁つなぎ取外す場合、また、建設用リフト、工事用エレベータ等を足場に取り付ける場合は、足場を補強する。 【第127条】コンクリート造の工作物の解体等では、工作物の状態等を調査し、調査結果に基づく作業計画を定める。また、同工事中、著しい劣化等が判明した場合は、同作業計画を変更する。
第9章 その他の災害防止対策	【第143条】交通労働災害の防止のため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」による対策をする。 【第145条】土石流危険河川の工事では、土石流労働災害防止の規程を定める。 【第149条】可燃性ガスの発生するおそれのある場所では、ガス濃度測定を行い、この結果に基づき換気等を行う。
第10章 有害物及び有害環境による健康障害の防止	【第153条】石綿等が使用されている建築物・工作物の解体等の作業では、石綿からのばく露防止方法などの作業計画を定める。 【第162条】ずい道等建設工事では、粉じん対策をするため「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく措置を講じる。 【第166条】有機溶剤の取扱いでは、その危険有害性等を化学物質等安全データシート(MSDS)により、確認して、周知する。 【第171条、第172条】酸素欠乏危険場所では、酸素及び硫化水素の濃度を測定し、酸素濃度18%以上、硫化水素濃度10ppm以下に保つよう換気を行う。 【第175条、第176条、第177条、第178条】振動による健康障害の防止、熱中症の予防、一酸化炭素中毒の防止、騒音障害の防止は、関連の要綱、ガイドライン等を遵守する。
第11章 健康の保持増進等	【第180条、第181条】健康診断の実施とその健康診断結果を通知する。健康診断結果と医師の意見を勘案し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業務の低減などをする。 【第182条、第183条】健康の保持増進対策を行う。過重労働による健康障害を防止する。

規程の章立て	規定の主な内容(注)規定そのものの内容ではないこと。また、規定に織り込んだ安衛法上の措置事項も含む。
第12章 建設業附属 寄宿舍にお ける火災の 防止	【第184条】建設業附属寄宿舍を設ける場合は、警報装置、消火設備、避難設備等を設け、その点検整備及び火気管理を徹底する。

注)・表は土木施工管理技士に特に理解が必要な事項を紹介したが、このほかにも、例えば、指揮者の配置、機械・設備類の点検検査などに関する事項もあり、これらは紙面の関係で省略した。
・表中の各ガイドライン等は、厚生労働省通達で示されたもの。

(4) おわりに

建災防の会員企業等は、労働災害防止のため、労働安全衛生関係法令、防止規程の順守をしなければなりません。また、自社の特性を活かした具体的な安全衛生管理活動を「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Act）」を回しながら、自主・自律的に推進し、安全衛生水準が向上していくことを期待いたします。

土木施工管理技士の皆様には、仮設設備

が安全作業の確保に重要な役割を果たしていること、安全衛生に配慮した施工計画・作業計画と施工状況の点検整備が重要なことを一層認識され、施工技術の中に、労働安全衛生関係法令と、防止規程の措置事項を織り込まれ、さらに、施工技術能力を十分に発揮されて、土木工事において、より高い安全衛生水準の確保に努められるよう切望いたします。